

# 令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況（熊本県版）

令和6年12月

熊本国税局

## ○ 調査等の状況

- 1 所得税の調査等の状況
- 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

# I 調査等の状況

## 1 所得税の調査等の状況

○ 選定にAI等を活用するなど、効率的に調査等を行った結果、申告漏れ所得金額及び追徴税額の総額は過去10年間で最高を記録

- ・ 「実地調査」の件数、非違件数、1件当たりの申告漏れ所得金額及び1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」の申告漏れ所得金額の総額及び追徴税額は増加

### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、4,731件（前事務年度5,375件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は2,669件（同3,013件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、443件（同438件）。うち、特別調査・一般調査が380件（同365件）、着眼調査が63件（同73件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、4,288件（同4,937件）となっています。

### (2) 申告漏れ所得（調査等の対象となった全ての年分の合計）金額の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による申告漏れ所得金額は、83億3千8百万円（同65億5千5百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による申告漏れ所得金額は、52億7千9百万円（同44億2千万円）。うち特別調査・一般調査によるものは51億5千4百万円（同43億3千1百万円）、着眼調査によるものは1億2千5百万円（同8,900万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による申告漏れ所得金額は、30億5千9百万円（同21億3千6百万円）となっています。

### (3) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、12億4千6百万円（同7億8千8百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、10億4千5百万円（同6億9百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは10億3千2百万円（同6億6百万円）、着眼調査によるものは1,200万円（同200万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりで見ると、236万円（同139万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、2億1百万円（同1億7千9百万円）となっています。

（参考）

- 1 実地調査（特別調査・一般調査）とは、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもので、特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているものです。
- 2 実地調査（着眼調査）とは、資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に実地に臨場して短期間で行う調査です。

- 3 簡易な接触とは、原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するものです。

## ○ 所得税の調査等の状況

区 分 項 目		実地調査						簡易な接触		調査等合計	
		特別・一般		着眼		計					
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比
調 査 等 件 数	件	365		73		438		4,937		5,375	
		380	104.1%	63	86.3%	443	101.1%	4,288	86.9%	4,731	88.0%
申 告 漏 れ 等 の 非 違 件 数	件	326		35		361		2,652		3,013	
		351	107.7%	31	88.6%	382	105.8%	2,287	86.2%	2,669	88.6%
申 告 漏 れ 所 得 金 額	万円	433,078		8,887		441,965		213,576		655,541	
		515,360	119.0%	12,508	140.7%	527,868	119.4%	305,922	143.2%	833,790	127.2%
追 徴 税 額	本 税	50,601		190		50,791		17,821		68,612	
		83,839	165.7%	1,076	566.3%	84,915	167.2%	19,871	111.5%	104,786	152.7%
	加 算 税	10,008		56		10,064		109		10,173	
		19,387	193.7%	154	275.0%	19,541	194.2%	263	241.3%	19,804	194.7%
	計	60,609		246		60,855		17,929		78,784	
		103,226	170.3%	1,230	500.0%	104,456	171.6%	20,134	112.3%	124,590	158.1%
一 件 当 たり	申 告 漏 れ 所 得 金 額	1,187		122		1,009		43		122	
		1,356	114.2%	199	163.1%	1,192	118.1%	71	165.1%	176	144.3%
	追 徴 税 額	139		3		116		4		13	
		221	159.0%	17	566.7%	192	165.5%	5	125.0%	22	169.2%
	加 算 税	27		1		23		0.0		2	
		51	189.0%	2	200.0%	44	191.3%	0.1	-	4	200.0%
	計	166		3		139		4		15	
		272	163.9%	20	666.7%	236	169.8%	5	125.0%	26	173.3%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
2 上段は、前事務年度の計数である。  
3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
4 追徴税額（本税）には、復興特別所得税額を含む。  
5 実地調査の件数は、所得税と消費税の実地調査件数である。

## (参考) 譲渡所得の調査等の状況

- 所得税のうち譲渡所得に係る調査等の件数が、110件（前事務年度78件）であり、そのうち申告漏れ等の非違があった件数が、96件（同70件）となっています。申告漏れ所得金額（調査等の対象となった全ての年分の合計）は、16億9千万円（同11億5千3百万円）となっています。

### ○ 譲渡所得の調査等の状況

項目	事務年度等	4事務年度	5事務年度	対前年比
①		件	件	%
調査等件数		78	110	141.0
	土地建物等	65	107	164.6
	株式等	13	3	23.1
②		件	件	%
申告漏れ等の非違件数		70	96	137.1
	土地建物等	57	93	163.2
	株式等	13	3	23.1
③		%	%	ポイント
非違割合 (② / ①)		89.7	87.3	▲ 2.4
	土地建物等	87.7	86.9	▲ 0.8
	株式等	100.0	100.0	0.0
④		万円	万円	%
申告漏れ所得金額		115,324	168,994	146.5
	土地建物等	98,133	106,696	108.7
	株式等	17,191	62,298	362.4
⑤		万円	万円	%
1件当たり申告漏れ所得金額 (④ / ①)		1,479	1,536	103.9
	土地建物等	1,510	997	66.0
	株式等	1,322	20,766	1,570.3

(注) 1 土地建物等は、土地建物（分離譲渡所得）及び金地金等（総合譲渡所得）である。

2 土地建物等は、課税年分ごとに1件としている。

3 計表内の計算は四捨五入前の計数を使用している。

## 2 消費税（個人事業者）の調査等の状況

### ○ 消費税についても調査等合計の追徴税額の総額は過去10年間で最高を記録

- ・ 「実地調査」の1件当たりの追徴税額は増加
- ・ 「簡易な接触」による調査等件数、非違件数及び追徴税額の総額は増加

#### (1) 調査等件数及び申告漏れ等の非違があった件数の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」の合計件数は、2,225件（前事務年度1,264件）。うち申告漏れ等の非違があった件数は1,369件（同953件）となっています。
  - ✓ 実地調査の件数は、292件（同305件）。うち、特別調査・一般調査が246件（同261件）、着眼調査が46件（同44件）となっています。
  - ✓ 簡易な接触の件数は、1,933件（同959件）となっています。

#### (2) 追徴税額（調査等の対象となった全ての年分の合計で加算税を含む。）の状況

- 「実地調査」と「簡易な接触」を合わせた「調査等」による追徴税額は、4億9千万円（同3億7千1百万円）となっています。
  - ✓ 実地調査による追徴税額は、3億4千2百万円（同3億3千3百万円）。うち特別調査・一般調査によるものは3億2千8百万円（同3億2千万円）、着眼調査によるものは1,500万円（同1,300万円）となっています。実地調査による追徴税額を1件当たりでみると、117万円（同109万円）となっています。
  - ✓ 簡易な接触による追徴税額は、1億4千8百万円（同3,800万円）となっています。

### ○ 消費税（個人事業者）の調査等の状況

項目	区分	実地調査						簡易な接触		調査等合計		
		特別・一般		着眼		計						
			対前年比		対前年比		対前年比		対前年比		対前年比	
調査等件数	件	261		44		305		959		1,264		
		246	94.3%	46	104.5%	292	95.7%	1,933	201.6%	2,225	176.0%	
申告漏れ等の非違件数	件	227		31		258		695		953		
		213	93.8%	37	119.4%	250	96.9%	1,119	161.0%	1,369	143.7%	
追徴税額	本税	万円	26,610		1,074		27,685		3,535		31,219	
			26,333	99.0%	1,164	108.4%	27,497	99.3%	14,329	405.3%	41,825	134.0%
	加算税	万円	5,372		200		5,571		277		5,848	
		6,429	119.7%	291	145.5%	6,720	120.6%	465	167.9%	7,185	122.9%	
	計	万円	31,982		1,274		33,256		3,812		37,068	
			32,762	102.4%	1,455	114.2%	34,217	102.9%	14,794	388.1%	49,010	132.2%
一件当たり	本税	万円	102		24		91		4		25	
			107	104.9%	25	104.2%	94	103.3%	7	175.0%	19	76.0%
	加算税	万円	21		5		18		0.3		5	
		26	123.8%	6	120.0%	23	127.8%	0.2	66.7%	3	60.0%	
	計	万円	123		29		109		4		29	
			133	108.1%	32	110.3%	117	107.3%	8	200.0%	22	75.9%

- (注) 1 令和5年7月から令和6年6月までの間の実績で、いずれも調査等の対象となった全ての年分の合計の計数である。  
 2 上段は、前事務年度の計数である。  
 3 「簡易な接触」の件数には、更正の請求等に基づく減額更正や添付書類の未提出に対する提出依頼を行った件数等を含む。  
 4 消費税の追徴税額には、地方消費税（譲渡割額）を含む。